2010.8.23

アメリカという国はあるのか? 「The United States of America」50 の州の集合体の意味 (アメリカ編~Vol.1)

1. アメリカは50の独立国?!

私は、1995年、アメリカのシカゴ大学のロースクールに留学しましたが、初めての授業は、「Choice of Law」(どこの法律を選ぶか)でした。カナダのオンタリオ州から来た人が、ミシガン州においてイリノイ州の人と交通事故を起こし、相手方が事故処理をせず帰ったため、オンタリオ州の人がイリノイ州の人に対し損害賠償を請求しようとする場合、どの州の法律に基づいて行うべきかというのが例題でした。この問題を考える前提として、アメリカでは各州毎に法律が異なっていることがわかりますね。実は、その授業の目的も、3州の法律がそれぞれ異なることをまず知ることだったのです。

2. アメリカの法体系は、2層構造

以上のとおり、「United States」の「States」(州)とは、日本における都道府県と比べると、より独立性の高い、ある種国家のようなものといえるでしょう。

アメリカが各州の「集合体」であるという一面から、各州をまたいだ連邦としての規制 も存在します。例えば、特許法や、日本の独禁法に相当する反トラスト法、証券に関連す る法令、日本の暴対法(暴力団対策法)に相当するRICO法などが連邦法として、すべ ての州に住む人に適用されます。

証券に関する法令については、州法による規制もあるため、連邦法と州法の両方を見て おかないといけません。

アメリカでは各州の法律が異なるため、他州間に渡る取引は、ある意味、国際取引であるといえます。アメリカでの取引における契約では、あらかじめ準拠法を含めた紛争解決の手段を明示しておくことが必要です。

3. 多民族国家

(1) 共通の基礎がない!

アメリカは、まだ歴史が浅く、移民を受け入れ、他民族の集合体となりました。私が最初に住んでいたシカゴでも、イタリア移民の多い地域、アイルランド系の多い地域、コリアンタウン、中華街等のコミュニティーが点在していました。

同じ国から来た人のコミュニティーの中では、我々日本人と同様、同じ歴史や文化を共有したことに基づく「共通の基礎」があります。しかし、すぐ隣のコミュニティーに行けば、その「共通の基礎」は一切通用しません。そのためか、アメリカの人は、同じ市、州に住んでいても、隣の人が自分と同じ感覚を持っているとは考えていません。

アメリカの人々の間に「共通の基礎」がないということから、アメリカにおいて取引や 事業を行う場合、その当事者間で共通となるルール作りが必要です。当事者間の契約がそ の役目を果たします。 アメリカ人は、日本人と異なり、なんとなく「話合いで解決できるだろう」という感覚を持っていません。よって、紛争解決手段として話合いに代えて訴訟を選択する確率が、 日本と比べ高くなっています。

(2) アメリカ人の共有する基礎

アメリカの人々に共通の基盤があるとすれば、「Accountability」と「Fairness」を重視することと言えるでしょう。

「Accountability」については、①契約等の内容が理性に則って了解可能であること (Reasonable)、②相手方に対しきちんとした手続に沿って説明をしたこと (due process) という二つの意味を持っています。

「Fairness」については、アメリカではかつての奴隷制度や人種差別に対する反発から「不平等」に対し非常に敏感であることから、重視されるものです。

「Accountability」と「Fairness」は、アメリカのあらゆる法律の中で、重要な基本原理 として位置づけられています。

アメリカでの契約交渉では、相手方が、契約書の最初のドラフトの段階で、非常に強気な契約内容を主張してくることが多く見受けられます。面食らう方も多いでしょう。でもそれに対しては、こちらの希望する契約内容をきちんと主張すること、相手の主張の「Unfair」な点、「Unreasonable」な点を指摘することが重要です。こちらの主張する内容が、「Fair」で「Reasonable」であれば、相手方がその条件を飲んでくれることも多いのが、私の実感です。

筆者:弁護士 苗村博子

(苗村博子法律事務所所長、1987年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。